

地域建設業経営強化融資制度（電子記録債権）

【制度の申込から精算までの流れ】

1. ご相談

建設業者（元請）
①建設業者（元請）公共工事を受注
②工事が進捗して1/2を超えて以降



ジェイケー事業協同組合（JK組合）
①制度の導入等の発注者確認
②制度活用対象工事等の確認

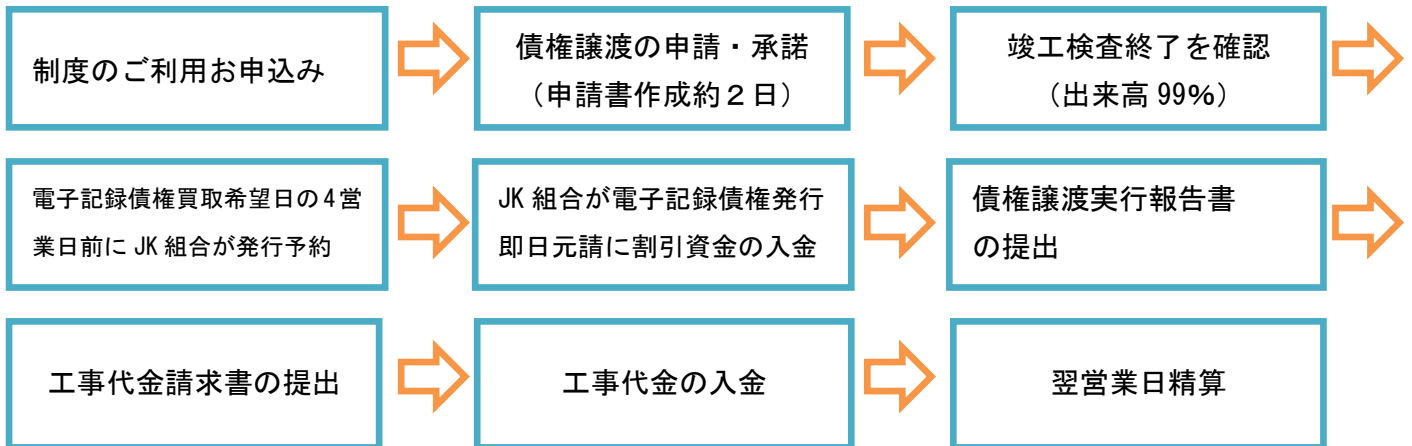
2. 組合加入手続き

建設業者（元請）
① 組合へ入会申込
組合加入申込書と納税証明書提出
②入会承諾後、出資金1口1万円※
加入諸経費1万円組合へ振込
※制度ご利用は2口お願いしております。
出資金は退会時にお返しします。



JK組合
① 出資金振込先のご案内送付
（申込み後1～2日で加入承諾・発送）
②出資証券、加入諸経費の領収書発行
③制度資料（CD）発送

3. お申込みから精算まで



4. 買取り代金計算方法

出来高99%の場合（竣工検査合格確認後）

工事請負金額 × (99%) - (前払金および中間前金、部分払金) - 保留金 (請負金額の10%) × 0.95 (掛目)

出来高100%の場合（工事代金請求書の受領確認後）

工事請負金額 × (100%) - (前払金および中間前金、部分払金) × 0.95 (掛目) - (99%時の買取り代金)

お問い合わせ先

ジェイケー事業協同組合 事業部
〒105-0004 東京都港区新橋4-3-1-7
TEL : 03-5408-7741 FAX : 03-5408-0088